

# 保育士修学資金貸付のお知らせ

指定保育士養成施設に在学し、卒業後、高知県内で保育士として従事する意志のある方に修学資金を無利子でお貸しします。

## 貸付額

月額（学費相当分）

**5万円** 原則として正規の修業年限

入学準備金

**20万円** 初回振込時に交付

就職準備金

**20万円** 最終回振込時に交付

### 生活費加算

生活保護世帯またはそれに準ずる経済状況にある方は、月額に加算してお貸しします。  
※加算額は、貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。

## ポイント

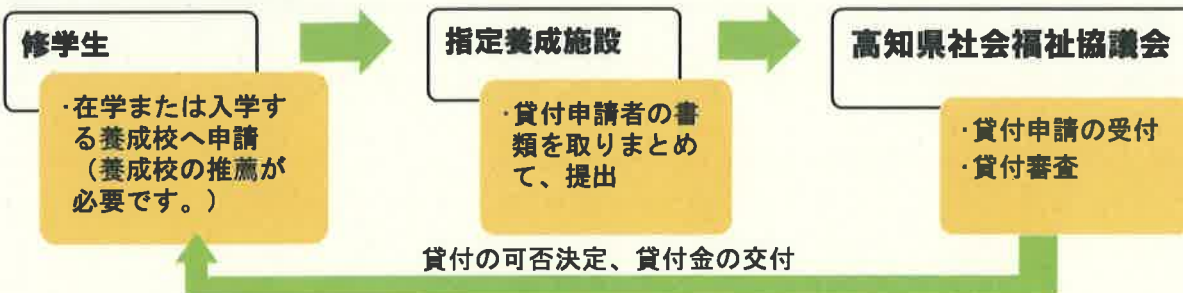
- ①養成施設等を卒業後、
- ②1年以内に資格の登録をし、
- ③高知県内で、原則 **5年間**保育士の業務に従事した場合は

**全額返還免除** されます。

※過疎地域の場合は、免除までの従事期間3年間)

## 貸付申請について

貸付までの流れ



- 他の国庫補助事業等の給付・貸付制度を活用している方は、貸付けの対象となりません。（例：生活福祉資金の教育支援資金、母子・父子・寡婦福祉資金、教育訓練給付制度など）
- 貸付には、所得基準及び審査がありますので、貸付けができない場合があります。

### 【問い合わせ先】

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

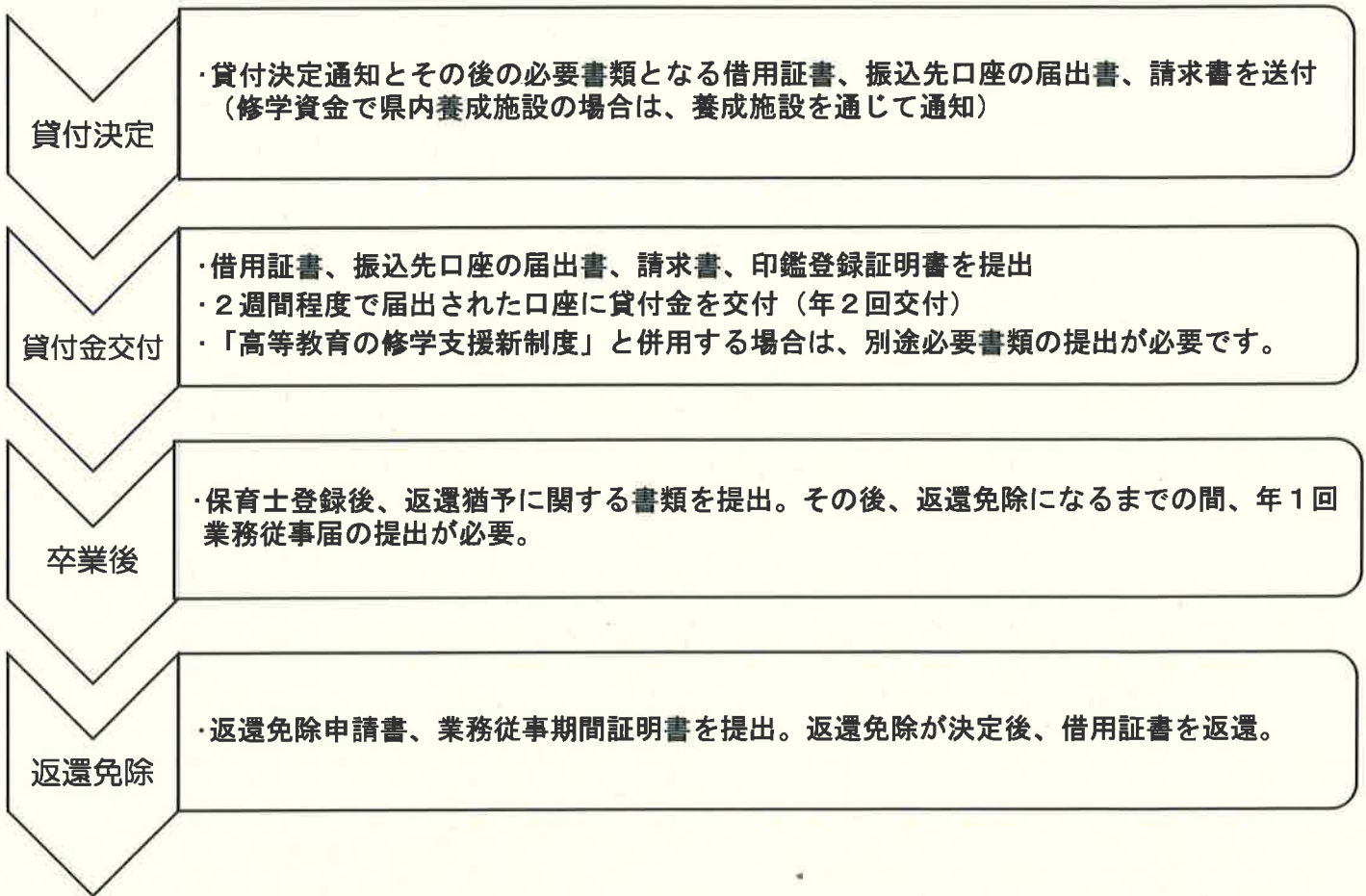
〒780-8567 高知県高知市朝倉戊 375-1 県立ふくし交流プラザ内

TEL088-844-4600 FAX088-844-3852（平日8時30分～17時15分）

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp>



## ☑ 貸付決定から返還免除までの流れ



## ☑ 返還免除に係る対象業務について

保育士修学資金等貸付要領の別表1に定める区域及び職種

## ☑ 返還について

次に該当する場合には、貸付けを受けた資金は返還となります。

- (1) 退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、貸付金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に保育士資格の登録をせず、又は県内の対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内の対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

### 問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知県高知市朝倉戊 375-1

県立ふくし交流プラザ内

TEL088-844-4600（平日 8:30~17:15）

ホームページ <http://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

